

平成30年度 地域生活支援センター「ぎんなん」事業計画

指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業

1 運営の基本方針

熊本市相談支援事業は、障がいのある人（手帳無取得者含む。）及びそのご家族を利用者とする。この事業は、利用者の人権及び意思を尊重し当該利用者の持つニーズを地域の社会資源と結びつけ、総合的、継続的な相談支援を行うことにより、障がいのある人の「自立」と「社会参加促進」を図ることを目的とする。

2 サービス内容

(1) 相談支援実施体制

管理者1名。相談支援専門員2名による基本相談支援と計画相談支援を行う。

(2) サービス提供日と時間

サービス提供日は、祝日・休日を除く月曜日から金曜日とし、開所時間は原則として午前9時から午後5時までとする。

(3) 相談支援の内容

基本相談支援

- ② 福祉サービスの利用援助（サービス情報の提供、サービス利用の助言など）
- ② 社会資源を活用するための支援（施設や作業所等の紹介、生活情報の提供など）
- ③ 社会生活力を高めるための支援（健康管理、身だしなみ、余暇活動等に対する助言）
- ④ 権利擁護のために必要な援助（成年後見制度、地域福祉権利擁護事業の活用など）
- ⑤ 専門機関の紹介（障がい者のニーズに応じ、各種専門機関を紹介）
- ⑥ 虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整

計画相談支援・障害児相談支援

① サービス利用支援

利用する障害福祉サービス等の種類及び内容等を定めた利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に指定事業者との連絡調整等の便宜を図り、利用計画を作成する。

② 継続サービス利用支援

支給決定障がい者が、継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう一定の期間ごとに利用状況を検証し、必要があれば利用計画の変更や関係機関との連絡調整を行う。

(4) 相談支援における留意点

① 秘密保持

相談支援専門員は、正当な理由無く業務上知り得た利用者及びその家族等に関する秘密をもらさない。

② 危機管理

相談支援時において事故が発生した場合は、熊本市障がい保健福祉課及び利用者の家族等に速やかに連絡を行うとともに病院搬送など適切に対処する。

③ 相談支援の質の確保

・ 人権侵害・虐待の防止

利用者の心身の状況や生活環境に応じて、利用者の選択に基づき適切な福祉サービスなどが提供されるよう配慮する。また、常に利用者の立場に立った支援を行う。

・ 苦情解決システムの活用

利用者から苦情の申し出があった場合は、真摯に受け止め誠意をもって苦情の解決を図り事業所の信頼を確保する。（苦情解決にあたっては別に定める「福祉サービスに関する苦情解決規程」を適用する。）

④ 地域や関係機関との連携

相談支援専門員は、各区役所福祉課や地域包括支援センター、身体・知的障がい者相談員、精神障がい者家族会、教育、医療、就労などの各関係機関と協力・連携し利用者の相談支援に努める。熊本市自立支援協議会の相談支援部会、西区障がい福祉ネットワーク会議・精神保健福祉ネットワーク連絡会などに出席、参加機関との協力関係を築く。

3 今年度の重点課題

(1) 熊本市内の小・中学校、特別支援学校等との連携の強化

相談支援事業を行う中で、学校在学中の保護者を中心に、支援を必要としながら、相談先やサービス内容、申請の仕方等がわからず、支援を受けられずにいる方たちが多くいる現状が把握できた。

今後は、小・中学校、特別支援学校等との連携を図りながら、サービス利用に関する説明会等を企画していくことで、在学中の保護者や教師の障がい福祉サービスに関する理解を支援して、保護者のニーズに応じた必要性の高い支援ができるようにしていく。

(2) 職員研修の充実

相談支援の対象者が、知的障がい、精神障がい、身体障がい、発達障がい、児童、難病の方など広い分野にわたっており、障がい特性を把握したうえでの的確な支援が求められている。また、近年の課題として卒業後の就労についての相談、また、早期療育に向けて、各事業所の特色、対象児童の特性を把握した上での相談を求められる場面が増えてきている。そのような利用者に対して、質の高い相談支援業務を行えるように相談支援専門員研修や各種専門的な研修に参加し、相談員としての援助技術を高める。

(3) 自立支援ケアマネジメントの導入

障がい者自立支援法対応システムを導入し、支援記録、利用者台帳、サービス利用計画作成などの事務処理をスムーズに行う。そして、利用者からの相談に丁寧に対応し相談支援の充実を図る。